令和4年12月9日 第12455号

1744-127134																	371 2	4007
	本/-	0		0	0	0	0	0		0			<i>-</i>	0				
	数及	選		"	道	"	公	大		精			の -	岡				有
	び三分	挙 権			路 の		共測	規 模		神 通			部を改	山 県			_	T _
	$\mathcal{O}$	を有	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		位 置		量の	小売		院医			正	県 林 業				Ц
	<u>ー</u>	する者	選挙		の指定		終 了	店 舗	公公	療を担	【 告		する	•	【 規	目	TÌ.	<b>=</b>
	数	$\mathcal{O}$	【選挙管理委員会】		定			の 変		担当			規 則	木材産業改善			<b>归</b>	ĸ
		総数	委員					更 の	告】	当する医	示】			業改	則	次	1	<u>,                                    </u>
		の 五	会					届出		医療		( 県 例		善資			_	-
		十分の						の縦		機 関		規集		金 貸			幸	艮
		の 一						覧		$\mathcal{O}$		登載		資金貸付規則			•	
		の								指 定		戦 <u></u>		則			3	<b>举</b> 亍
		選		"	建	"	監	経		健				林				
		選挙管			築 指		理課	営 支		康推				林政課		担 当	ļ	到 山
		理委員会			導 課			援課		進課						課	ļ	<b></b>
		員会														( 室 )	*	>
																		目
																		次
																		担当
																		当課
																		(室)

岡山県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。◎岡山県規則第五十三号 令和四年十二月九日

山県林業・木材産業改善資金貸付規則(平成十五年岡山県規則第八十一号)岡山県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則 太 隆 太

を 次 の . ように改正する。  $\mathcal{O}$ 

第五条第二項に次の一号を加える。

等に関する法律(令和四年法律第三十七号)第二十四条第二項一 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷 以内の据置期間を含む。) · 条第二項 十二年以内 環境負荷低減事業活動

還期間に係る部分に限る。)を除く」 第五条第三項中「及び第六号」を に改める。 第六号」 に、 「を除く」 「及び第十一

この規則は、 **附 則** 公布 から施行する。

### 岡山県公報 第12455号 令和4年12月9日

◎岡山県告示第五百十一号

定した。

令和四年十二月九日

指定した医療機関

ともに あかいわ訪問看護ステーション

所 在

赤磐市下市三〇九—二一

令和四年十二月一日 指定年月日

岡 Ш 県 知 事

伊 原 木

隆

太

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指

### 岡山県公報 第12455号 令和4年12月9日

[五九二] 大規模小売店 する同法第五条第三項 誦立地法 の規定により、 より、次の大規模小売店舗の変更の届出につ(平成十年法律第九十一号)第六条第三項に お て 、な準

め配慮すべき事項についこの公告に係る大規模 の日までに知事に て意見を有する者は候小売店舗を設置する 意見書を提出することができる。 有する者は、同法第を設置する者がその 八周辺 0 第二 地 項域 のの 規定により の保

令和四年十二月

伊 木 太

# 出事項

大規模 ゆめタウン邑久横小売店舗の名称及び所在地項の概要 地

所在 名称、住所及び代表者の氏名瀬戸内市邑久町尾張字樋口二六 八 地 ほ

2 名称 届出者の名称、

住所 広島市東区二葉の株式会社イズミ

東区二葉の里三丁 月三番

代表者の氏名 表取締役社長 Щ 西 泰明

変更事項

3

大規模小売店 舗に お 11 て 売業を行う者の 名称、 住所及び代表者の

(変更前)

名称 株式会社ティ 代表取締役へは一方イーガイア

代表者の氏名 渋谷区 金月 番 八号

名称 株式会社マル

住所 の氏名 代表取締役瀬戸内市長船町飯井 新 五 并九 光七番二

代表者の

(変更後)

ア 名称 東 株 の氏名 代表取締役果京都渋谷区恵比寿町株式会社ティーガイア 回ア

住所 八号

代表者の氏名 石丁 田目 將 番

代表者のt 住所 岡士 式会社マ

山市 東区 目 一三〇番 六

代 新井

4 変更年月日

令和四年四月 日 ほ カン

届出年月日

令和四年十 · 一 月 二 十 九

覧の期間及 (び場所

縦覧

九 日 令和五年四月十日まで

産業労働部経営支援課

第十四条第二項の規定により、早島町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知が〔五九三〕測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法

令和四年十二月九日

\_\_\_

岡山県知事 伊原木 隆 太

地内 少和四年十一月十五日   地内 大測量(基準点測量) 今和四年十一月十五日   地内 大測量(基準点測量)   地内 大測量(基準点測量)		
郡早島町早島   公共測量 (基準点測量)   今和四年十一月十五日   量 区 域 測 量 の 種 類 終 了 年 月		測
島町早島 公共測量(基準点測量) 令和四年十一月十五日区 域 測 量 の 種 類 終 了 年 月	郡早	量
島 公共測量(基準点測量) 令和四年十一月十五日   域 測 量 の 種 類 終 了 年 月	島町	区
共測量(基準点測量) 令和四年十一月十五日   量の種類終了年月		域
測量(基準点測量) 章和四年十一月十五日 量の種類終了年月	公出	測
(基準点測量) 令和四年十一月十五日   の種類終了年月	測	島
- 点測量) 令和四年十一月十五日 の 種 類 終 了 年 月	( 基	里
量) 令和四年十一月十五日   章和四年十一月十五日	点	0
類 令和四年十一月十五日		秳
令和四年十一月十五日		7里
和四年十一月十五日		類
年十一月十五日	和	終
月 十 五 月 日	年	了
日	月	年
	十五日	月
		日

### 岡山県公報 第12455号 令和4年12月9日

知があった。 第十四条第二項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通〔五九四〕測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法

令和四年十二月九日

山県知事

木

太

地内井原市芳井町川相	測量区域
公	測
【共測量(三	量
級基準	D
平点測量)	種
	類
令和	終
四年十	了
一 月	年
二十九九	月
日	日

その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供により、次のとおり道路の位置を指定した。〔五九五〕建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号の規定

岡山県知事

木 隆

太

F	令和四年十二月一建第二○三二号	局	指定年月日道
		高梁市和田町二〇七三番四	路 の
		三番四	位置
五・〇〇	六・〇二	六.00	(メートル)
五・〇〇 二二・七八		五五・六六	(メートル)

その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供により、次のとおり道路の位置を指定した。〔五九六〕建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号の規定

岡山県知事

木 隆

太

□	ᄣ
日令建岡日和第山	指 番
	定
年 〇 指	年
四年十二月月	月
月号中一一局	日 号
九 浅   八 口	道
三市	
八三番一三、三九八三番二三八三番一三、	路
二、六	
三条一九院	0
八中	
番下	位
一温	
三田三	置
	×) 覧
^ .	メートの
$\bigcirc$	ートル)
六・〇一 六七・七:	(メートル)(メートル道路の幅員) 道路の延長
• +:	ート延
	ル長

.山県選管告示第

を合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数にその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあっては運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第八条第一項に規定する選挙権を て得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。 八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の 万以下の場合にあっては一項に規定する選挙権を地方教育行政の組織及び抵第七十六条第一項、第

和四年十二月

# 選挙管理委員会

の総数の三分の

八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数がの総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一地方自治法第八十条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の勢

				一八、八三三		市	社		総
五、一三〇	郡	米	久	一四、八〇一		小田郡	•	原市	井
一二、六〇六	浅 口 郡	市	浅	一三、二二七		市	岡		笠
七、八九八	英 田 郡	作市・	美	一六、二五八		市	野		玉
八二、四七六	真庭郡	庭市・	真	三五、四二六		一 田 郡 郡・	田 苦	山市	勝津
111、0五0	市	磐	赤	一三四、一九〇		都窪郡	•	敷市	倉
10' 1111111	内市	戸	瀬	四六、一二七		南区	市	山	岡
一三、二五一	和 気 郡	前市・	備	二六、〇二三		東区	市	山	岡
七、九六九	市	見	新	四〇、一八一		中区	市	山	岡
七、九八三	市	梁	高	八四、三四二		加賀郡	区・	山市北区・	岡
数	区	選挙		数		区	挙	選	
					١				